

市川市街頭防犯カメラ設置費補助金 募集案内

1. 目的

自治(町)会や商店会等の自主防犯活動を行っている団体が街頭防犯カメラを設置する際に、市川市がその設置費の一部を補助し、犯罪の抑止及び治安の向上を図ることを目的とするものです。

2. 概要

補助対象となる団体

補助金の交付申請を行う年度の前年度から継続して防犯活動を実施することが見込まれる自治(町)会及び商店会等

補助対象となる街頭防犯カメラ

【対象となるもの】 以下の全てに該当するもの

- 繁華街、住宅地、公道等の公共的な場所に設置されるもの。
- 犯罪抑止を目的とし、不特定多数の地域住民を守るため設置されるもの。
- 撮影された映像の2分の1以上が公道で占められているもの。

【対象外となるもの】

- リースやレンタルで設置するもの。
- マンション敷地内や私有地を映すなど、特定の個人や建物等の監視を目的とするもの。
- ゴミ捨て場や駐車場の監視など、防犯抑止以外の特定の目的のため設置するもの。
- 常時監視を行うもの。

など

補助額について

経費合計額の1/2 (千円未満は切り捨て) (カメラ1台当たり上限20万円)

【対象となる経費】

- 防犯カメラ本体の購入費
- 防犯カメラ設置に要する工事費
- 防犯カメラ専用の柱の購入費及び設置に要する工事費 (柱を新設する場合にかかる経費)
※柱の新設は必ず必要となるものではありません。防犯カメラは既存の電柱等に設置することが可能です。

1団体で2台以上の申請も可能です！

【対象外となる経費】

- 既存設備の撤去又は移設に要する費用
- 土地の造成、土地又は建物等の使用・取得・補償に要する費用
- モニター設置費 (補助対象となる防犯カメラにはモニターを設置できません。)
- 防犯カメラの維持管理に要する費用 (保守管理費、電気料、設置柱に係る共架料、修理費など)
- カメラ購入時に加入した機器保証等の有料サービスに要する費用

など

3. 確認事項

団体の構成員や設置場所の近隣住民にも確認したうえで、同意いただける団体のみ申請を行ってください。

設置について

- (1) 補助対象となる防犯カメラは、犯罪抑止効果を目的とし公共の場所を映すものに限りします。
- (2) 補助金を受ける年度内に設置作業に着手し、設置完了まで行ってください。着手のタイミング等は別途、市からご案内します。
- (3) 法令に基づく許可申請（道路使用許可、道路占用許可等）が必要な場合は、設置団体が申請及び費用負担を行うこととなります。
※申請の必要性の有無は設置場所によって異なります。設置業者に確認してください。
- (4) 当補助金の対象となる防犯カメラには、国・県又は市等が用意する他の補助金の交付は受けられません。
- (5) 市で指定する機能を備えた防犯カメラのみが補助対象となります。

< 重要 >

適正な映像管理や個人情報保護ため、設置する防犯カメラには機能要件を定めています。
要件については、別添「カメラ選定資料」をご確認ください。

映像について

- (1) カメラの映像は設置団体で閲覧・利用ができません。
※警察等による法令に基づく映像提供の依頼があった場合に、市が映像を提供します。依頼があった場合以外で利用・閲覧することはありません。
- (2) 防犯カメラの運用時間は24時間で、映像保存期間は7日間となります。

維持・管理について

- (1) 防犯カメラの維持費（保守管理費、電気料、設置柱に係る共架料、修理費など）は、設置団体の負担となります。
- (2) 設置団体が責任をもって機器の維持管理を行い、故障等により修理が必要な場合はその都度修理し、費用負担を行ってください。
- (3) 設置団体は「防犯カメラ設置及び利用に関する基準」を定め、市に届け出てください。また、定めた基準に則り、適正な維持管理・運用を行ってください。

< 重要 >

カメラ設置後、上記の事項が遵守されなければ、「市川市補助金等交付規則」に基づき補助金の返還請求を行う場合があります。